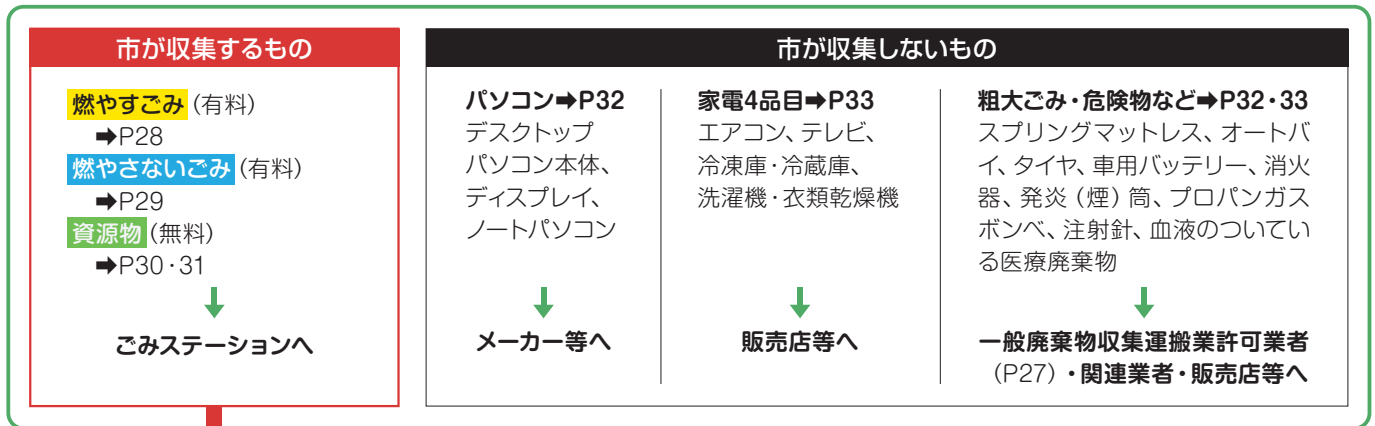


家庭から出るごみ・資源物

小樽市が収集するごみ・資源物は、日常生活に伴って家庭から出るものだけです。店舗や事務所などから出るごみは、事業者自らの責任で適正に処理しなければならず、ごみステーションには出せません。店舗や事務所などお住まいが一緒の場合は、事業活動から出るごみと家庭から出るごみとを分けて出してください。(事業活動から出るごみ→P27)



ごみや資源物の出し方にはルールがあります。ルールを守って正しく出しましょう。

- **燃やすごみ** **燃やさないごみ** **資源物** が混ざらないように分けて、資源物は異物や汚れを取り除いてください。(分け方に迷ったときには「家庭から出るごみ・資源物分別区分早見表」→P36～で確認してください。)
- 収集カレンダーで収集日を確認し、**当日の朝8時30分までに**出してください。(時間までに出せないときは「**収集日に出せないとき**」のとおりに出してください。)
- ごみステーションは、その地域にお住まいの方が清掃や除雪を行って管理しています。**お住いの地域のごみステーション以外には絶対に出さない**ください。

収集カレンダー

お住いの地域ごとに1月～12月までの収集日をカレンダー形式で掲載しています。市役所、駅前・銭函・塩谷サービスセンター、清掃事業所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。新年の収集カレンダーは、12月下旬までに町内会などを通じて配布します。

収集日に出せないとき

勤務時間の関係や急な転居等で「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源物」を収集日にごみステーションへ出せないときは、次の方法で出すことができます。

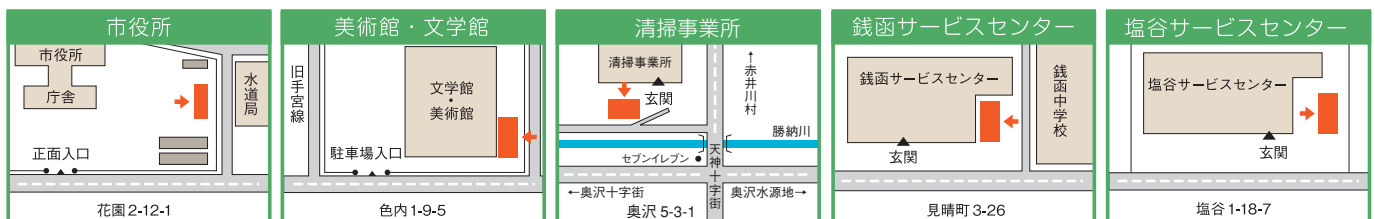
燃やすごみ・燃やさないごみ 清掃事業所

ご自身で清掃事業所へ持ち込むことができます。持ち込む日(火曜日と木曜日の午前中のみ)の前日までに予約が必要です。詳しくは清掃事業所へお問い合わせください。

資源物(かん等・紙類・プラ類) ごみ減量推進課

市の資源物12品目→P30・31は、市内5カ所に設置している資源回収ボックスをご利用できます。「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「店舗や事務所などから出るごみ」は絶対に入れないでください。

【利用時間】午前7時～午後8時(1月4日は午前9時から) ※12月29日～1月3日は利用できません。



ふれあい収集(戸別収集) 清掃事業所

ごみステーションに出すことができない高齢者や体の不自由な方のうち、一定の条件を満たす方には、戸別収集を行います。詳しくは清掃事業所へお問い合わせください。

ボランティア清掃の無料収集

清掃事業所

ボランティア清掃で集めた、道路や公園などに落ちているごみは、市が収集します。

1 申し込み・「ボランティア清掃専用袋」(無料)のお渡し

※町会などの団体が行う場合は清掃日と清掃場所をお知らせください。

2 清掃実施・収集

※必ず「ボランティア清掃専用袋」に入れて出してください。
※家庭や敷地内のごみ・資源物は混ぜないでください。
※個人で実施した場合は「燃やさないごみ」の収集日に出してください。

不用品リサイクルの推進

各家庭で使わなくなった家庭用品のリサイクルを推進しています。譲りたい方・譲り受けたい方は、小樽消費者協会(☎31-3682)へお申し込みください。対象品目は、長期にわたって使用できる家庭用品(食料品・医薬品などを除く)で、営利を目的としないものです。

○ 食品ロスを減らしましょう!

ごみの中には、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスも多く含まれています。小樽市ではフードバンク・フードドライブ、食用油の回収業者に協力し食品ロス削減への取り組みを進めています。食品ロス削減に向け協力をお願いします。

○ ごみの不法投棄・野外焼却は犯罪です!

違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金またはこれらの併科を受けることがあります。ごみの不法投棄や野外焼却を見たり聞いたりしたときは、小樽警察署や清掃事業所へご連絡ください。

○ 無許可の不用品回収業者、遺品整理業者を利用しないでください!

料金を取って家庭から出る粗大ごみなどの不用品を回収するには、市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。産業廃棄物収集運搬業の許可、古物営業の許可、貨物運送事業の許可では回収できません。高額な料金を請求されたなど、さまざまなトラブルが報告されていますので、市から許可を受けている一般廃棄物収集運搬業許可業者(P33)をご利用ください。

店舗や事務所などから出るごみ

店舗や事務所などから出るごみは、家庭ごみに混ぜてごみステーションに出すことはできません。

事業系一般廃棄物の処理

ごみ減量推進課

一般廃棄物収集運搬業許可業者へお申し込みください。また、分別を徹底して、可能な限りリサイクルしてください。

事業系一般廃棄物とは

産業廃棄物以外の事業活動に伴って排出される廃棄物で、主に紙くずや生ごみ類などです。

■リサイクル可能な一般廃棄物の例

- ・紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、ミックス古紙など)
- ※リサイクルの申し込みおよび費用は、小樽資源リサイクル協同組合(代表理事 ㈱進栄商事 ☎21-7771 FAX 21-7772)または一般廃棄物収集運搬業許可業者などへお問い合わせください。

【一般廃棄物収集運搬業許可業者】

名称	所在地	連絡先
(有)大森産業	真栄1-18-3	☎ 22-3389 FAX 29-2304
(株)小樽衛生化学工業	桜2-26-35	☎ 54-7506 FAX 54-7509
(有)小原興業	朝里川温泉1-219-4	☎ 54-8316 FAX 52-2825
(株)クリーンサービス	塩谷1-5-1	☎ 64-5300 FAX 65-7886
(株)北海道木村	銭函4-161-4	☎(0133) 72-6028 FAX (0133) 72-6026
(有)松本産業	奥沢4-28-7	☎ 34-1677 FAX 29-0467
※(有)中田興業	入船5-20-6	☎ 32-2268 FAX 29-3230
※(株)横山商店	稲穂4-2-21	☎ 23-2725 FAX 23-2258
※小樽建設産業(有)	幸2-14-1	☎ 32-3550 FAX 22-8496
※(株)杉本運輸	奥沢4-17-12	☎ 23-6201 FAX 23-6205

※印の業者は、1回のごみの排出量が100リットル未満の場合に限ります。

集団資源回収にご協力を

ごみ減量推進課

家庭から出る資源物を町会などの団体が回収し、リサイクルを進めていく活動が「集団資源回収」です。市では、回収量に応じて奨励金を交付しており、各団体の活動資金として幅広く利用されています。

1 団体登録

※町会、自治会、サークルなど団体の規模に関係なく登録できます。

2 回収業者の選定

3 資源物の引き渡し

4 奨励金の申請・受け取り



ごみとリサイクル

産業廃棄物の処理

ごみ減量推進課

産業廃棄物の処理責任は、排出事業者にあります。処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業許可業者などへお申し込みください。また、分別を徹底して、可能な限りリサイクルしてください。詳しくは後志総合振興局環境生活課(☎0136-23-1352)へお問い合わせください。

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類と、輸入された廃棄物をいいます。

■リサイクル可能な産業廃棄物の例

- ・かん(飲料・食料用のアルミかん、スチールかん)
- ・ガラスびん(ジュース、お酒、栄養ドリンク、コーヒーなど)
- ・金属類(ストーブ類、ドラムかん、一斗かん、灯油タンクなど)
- ・廃プラスチック(発泡スチロール、トレイ、ペットボトル、ポリ袋、ビニール袋など)
- ・蛍光管、電球、乾電池

※リサイクルの申し込みおよび費用は、小樽資源リサイクル協同組合(代表理事 ㈱進栄商事 ☎21-7771 FAX 21-7772)または産業廃棄物収集運搬業許可業者などへお問い合わせください。

※建設系廃棄物(一定規模以上の建物の解体や新築などの工事により発生したがれき類や木くず)は、建設リサイクル法により、分別解体や再資源化が義務付けられています。建設リサイクル法による工事の事前届け出などは、建築指導課(☎32-4111内線7432)で受け付けています。